

# 〇九年度税制改正の焦点

## 金融所得一体課税の進め方

### 「事実上の源泉分離課税」基本に

### 損益通算の範囲拡大を

中央大学法科大学院教授  
ジャパン・タックス・インスティテュート所長

森信 茂樹



昨年末に決定した〇九年度与党税制改正大綱は軽減税率の三年間延長や少額投資非課税制度導入を盛り込んだほか、金融所得一体課税開始のタイミングを示した。一体課税推進には、申告分離課税を原則とするものの、特定口座で扱うものは源泉徴収と申告不要の組合せによる事実上の源泉分離課税とするという基本的な考え方を確立すべきだ。また、預貯金や公社債の扱いや特定口座の活用など解決すべき課題は多く残されている。

### 二〇一二年を

#### 一体課税開始の時に

〇八年一二月の〇九年度与党税制改正大綱は、金融所得一体課税について次のように決定した。

(1) 上場株式等の配当および譲渡益について、現行の七%（住民税と合わせて一〇%）軽減税率を二〇一一年末まで三年間延長する。

(2) 少額投資のための簡素な優遇措置（日本版ISA）を、前記の

軽減税率が廃止され本則の二〇%に戻る一二年から導入することとし、一〇年度税制改正において内容を決定する。

(3) 金融所得課税の一体化については、引き続き検討を行うとともに、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡大、カバードワラント（株などを売買する権利を証券化したもの）への申告分離課税の導入（一〇年から）を行う。

この結果、上場株式等の配当および譲渡益にかかる税率につ

め、一〇年から特定口座での損益通算を認めるという〇七年一二月の決定はそのままなので、〇九年から配当と株式・株式投資の譲渡損益が一体課税されることになる（図表）。そして一二年からは配当・譲渡益等についての優遇税率（一〇%）が廃止され本則税率にそろうので、本格的な金融所得一体課税が始まるタイミングととらえることができる。

金融所得一体課税について、わが国において「貯蓄から投資へ」という政策優遇税制としての色彩が濃いのが、世界的にみると、利子・配当・株式譲渡益を他の所得から分離して比較的低税率で課税するという税制は、資本に対する課税の効率化を通じて高齢化社会において貴重な国内貯蓄を経済活性化につなげるための国際標準となっており、わが国でも、一体化に向けてスピードを速める必要がある。以下、金融所得一体課税の具体的な進め方など残された課題を論じてみた。

### 「金融所得」の概念の確立を

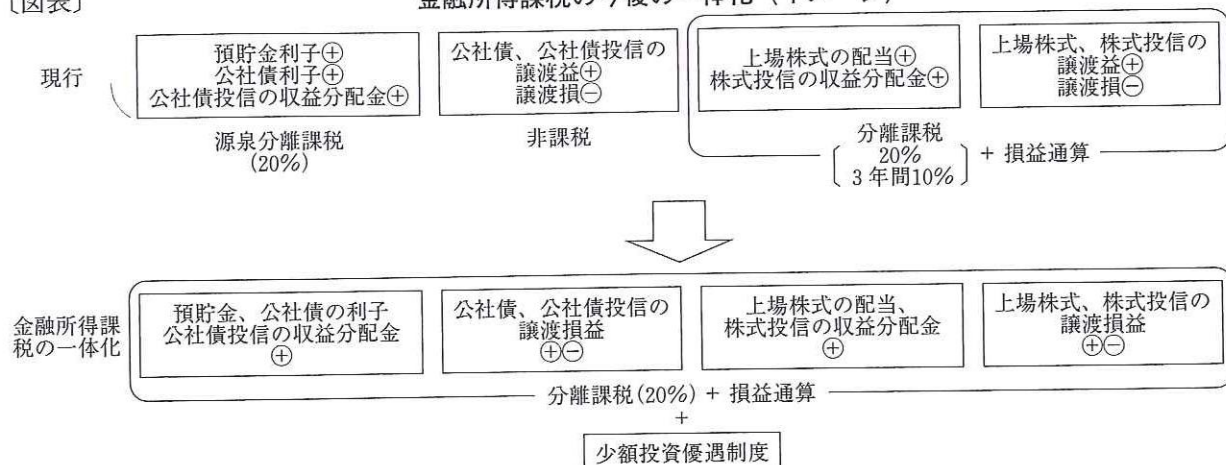
いては、〇九年一月一日から一〇年一二月末日までの二年間は五〇〇万円以下の譲渡益および一〇〇万円以下の配当について軽減税率一〇%を適用する、という一昨年末の決定が廃止された。軽減税率適用の上限が設けられたことによる確定申告の可能性もなくなり、利便性の低下は避けられた。もともと、このためには税制改正法案の成立が必要なことはいまでもない。

なお、〇九年から上場株式等の配当等と譲渡損失の通算を認



〔図表〕

金融所得課税の今後の一体化（イメージ）



〔出所〕 財務省作成資料から。

これまでの金融所得一体課税はパッチワーク的に進められてきたが、今後は統一的な哲学の下で進めていく必要がある。その際の考え方は、「申告分離課税を原則とする。ただし特定口座で扱うものは、源泉徴収と申告不要の組合せによる事実上の源泉分離課税とする」という考え方に立ち、一体化の金融所得・金融商品を広げていくことである。

次に、「金融所得と経費・損失」の概念を整備することである。金融所得を他の所得と分離し、そのなかで損益通算を行いながら同一の税率で課税することであるから、金融商品から生じる収益から損失や必要経費を控除して課税標準たる「金融所得」を確定させる必要がある。

本来、わが国所得税に規定された所得の一〇分

類を抜本的に見直し、「金融所得」という概念をつくること望ましいが、手間と時間を考えると当面は現行の一〇分類を残しつつ、申告分離課税の対象となる「金融所得」の範囲を法律（租税特別措置法）に規定し、該当する収益や必要経費・損失の控除や損益通算を可能とする方法が現実的だ。

対象となる金融商品を、金融商品取引法など既存の法律との整合性を図りつつ、具体的に列挙していくことにより、新商品に対する税制上の取扱いが明確化され、法的安定性、予測可能性が増加し、投資家利便が大きく向上する。

次に、「金融所得」の計算に必要な経費や損失の控除であるが、現行税制では金融所得に関する経費について、利子所得には経費がいつさい認められず、配当所得にも一定の場合の負債利子控除が認められるのみで、きわめて制限的な取扱いとなっている。この背景には、個人を、稼得主体と消費主体の二分法で規律し、稼得に関するもの以外の経費を制限するわが国所

得税の伝統的考え方があり。現代の個人は、稼得と消費に加え、老後の生活設計として個人資産の運用という投資行為も行うわけで、そのような新たな状況の下で、将来の所得稼得行為である投資に伴う経費・損失の概念を広げる方向で見直す必要がある。

具体的には、個人が金融取引を行う際に、金融商品の取得・譲渡のために直接の関連性を持ち、所得を得るにあたって必要な費用については、経費性を認めるべきである。投資信託の投資顧問料や金融先物取引における支払利子、信用取引における貸株料・支払利子などが考えられる。また、ペイオフ損失やリーマン債のデフォルト損失の控除を認めることも必要となる。

ただし、金融所得が低率の比例税率であることや、租税回避防止措置の観点から、一定の範囲に法令で限定する必要がある。また、特定口座で管理している場合には、金融機関で把握できるものには経費性を認め、それ以外は個別申告により判断



するという方法も考えられる。金融所得に対する税率は、将来的には引下げの方向で見直すものの、当面は一律二〇%を原則とすることが望ましい。

### 預貯金と公社債も

#### 一体課税に包含

今後残された金融商品には預貯金、公社債、投資信託、外貨建金融商品等がある。これらの課税方式を申告分離課税に変更し、公社債の課税方法を株式並み課税に変更する必要がある。

預貯金利子の一体課税を行うには、定期性預金や大口預金などに限定せず、普通預金も含めるほうが望ましい。含めない場合の顧客への説明の混乱、将来的に含まれるなら同時決定のほうがシステムや業務対応のコストが小さいこと等を勘案してのことであるが、そのためには口座数も多く支払調書の問題が生じるので、導入に向けたスケジュールを策定する必要がある。

一体課税化後には、現行の一律源泉分離課税は源泉徴収と申告分離課税の組合せとなり、特定口座のものは申告不要とな

る。また、現行税制で認められない経費・損失として、個別対応性があり、かつ金融機関側で把握できるもの、たとえば中途解約手数料などを金融所得から控除できることとすべきだろう。

現在、普通預貯金は一律分離課税のもと税務当局への支払調書の提出を要しないが、一体課税後には、他の金融所得と同様に支払調書を発行する原則に変更せざるをえず、休眠口座など実質的に使用されていない多数の口座の取扱いが問題となる。

休眠口座について保有者の所在確認を行い、支払調書の送付に対応するには長期間かかると想定されるが、その口座からの利子は源泉徴収されているため申告漏れは生じないので、当面の間、支払調書の発行を要しないという例外を認める形で一体課税を適用してはどうか。

次に、公社債については、複雑な税制を簡素にする必要性や、本来税制が予定していないキャピタルゲインやロスが生じている市場環境の変化をふまえて、株式並み課税、つまり現行

では非課税となっている譲渡所得を課税対象とし、申告分離に変更の必要がある。MMFやMRFなど公社債型投資信託についても同様である。外貨建金融商品については、為替変動部分も含む所得に対して申告分離で課税を行う。これにより、他の金融商品並みの簡素な課税となり、これまで適切な課税のむずかしかった為替差益を含む所得に対して、より適切に課税を行うことができるようになる。また、損失の出る時代の税制としてもふさわしいものになる。

これら金融商品の一体課税化は、商品ごとに目標年次を定め、金融機関や納税者に十分に周知し、予測可能性を確保しつつ、工程表に従って進めていくことが望ましい。銀行預金は実務対応に二、三年の準備期間が必要なので、軽減税率の終了する二〇一一年末の前に早めに一体化の決定を行うべきである。

その際、証券会社の扱う預金競合商品である、MMF・MMF、公社債についても対象とする必要がある。さらに、金融派生商品（デリバティブ）のよう

に、一体課税化の対象金融商品と性格が類似する商品についても、金融商品取引法や金融商品の販売等に関する法律など既存の法律が対象としている金融商品との整合性をとりつつ対象に含めることが、中立化の立場からも望ましい。また、後述するように、二〇一二年から始まる「投資」非課税口座は、一体課税化をふまえた「金融所得」非課税口座とすることが望ましい。

### 利子も含め

#### 特定口座で申告不要に

金融所得一体化を進めるには、個人投資家のインフラとして定着し、納税者と税務当局双方における簡素性と正確性に優れた特定口座（源泉徴収口座）を活用していくことが重要だ。

逆にいえば、複雑なコンピュータシステムで構築されている特定口座の活用のために、システムへの負荷を最小限にする簡素な税制としていく必要がある。そのためには、所得額の上限管理や保有期間を管理する課税方式を可能な限り避けるべきだ。



とりわけ問題なのが、金融所得間の損益通算に制限を設けるかという点だ。利子所得を一体課税化（損益通算可能）する際には、譲渡損失実現のタイミングを納税者が任意に選べることや、譲渡所得と経常所得（利子）との相違から、損益通算の範囲に制限を設けることが政府税制調査会で検討されている。

しかし、損益通算制限を設けた場合、金融機関側では他の金融機関の口座情報を把握することはできず（番号の問題は後述）、納税者側で年間の損益通算額の管理と確定申告が必要になる。納税者、税務当局の双方にとって簡索性や正確性に優れた特定口座が普及し申告不要が定着しているなかで、特定口座を保有する個人にあらためて申告を求めめることは、投資家・金融機関のコンピュータインフラコストや税務執行コストを高め、利便性を大きく損なうことになる。

総合課税の対象となる勤労所得等との損益通算を遮断することにより、基本的な租税回避に対処できるので、金融所得間の通算については制限を設けない

（租税回避防止という観点からの制限は別）という制度設計にすべきだと考える。

## 社会保障カードを 名寄せに活用

納税者番号制度についてどう考えるか。投資行動の多様化の下では、真正な本人確認のための番号制度の必要性はますます大きくなる。国境を越える金融取引や電子マネー等の拡大は、金融所得への適正な課税の困難性を拡大させるので、番号制度の導入が現実的な課題になる。現に冒頭の与党大綱は非課税口座の適正な管理には番号が必要として、一〇年度税制改正で法制上の措置を講ずるとしている。

番号の導入が一体課税の適正化に役立つことは間違いない。ただ留意すべきは、「金融所得一体課税を進めていくうえで、源泉徴収制度や特定口座（源泉徴収口座）の活用と資料情報制度の拡充により適正な課税への対応は十分可能。納税者番号制度の導入と金融所得課税の一体化とは切り離して考える

必要がある」ということだ。私は別途の観点から、納税者番号の導入論者であるが、導入には時間がかかる。両者を連動させると、「プライバシー等国民の反対が根強く納税者番号制度が導入されないから、金融所得一体課税を進めることができない」という本末転倒の事態や見解を招くおそれがある。つまり、金融所得一体化に必要な番号と納税者番号とは区別して議論する必要があるということだ。

では、限度額を設定された非課税口座の管理や、預金一体課税化後の、銀行と証券会社口座間での損益通算の適正な課税はどう担保していくのか。特定口座において損益通算が可能なのは自社内の取引に限られるため、複数の金融機関に口座を保有し、口座間で損益通算を行う場合の限度管理や適正な損益通算を行うにはきちんとした環境を構築する必要がある。私は、導入に向けて議論が進んでいる社会保障カードを、名寄せを行うための識別子（番号）として活用し、納税者からの申し出により各口座間の金融所得情報を

集約し、損益通算や限度管理を適正・効率的に行うシステムの構築が可能だと考えている。納税者番号の導入に時間がかかる場合のアイデアである。

一二年からの導入が決定した非課税口座については、配当・株式譲渡益という証券会社のスキームだけではなく、銀行利子等を含む金融所得一体課税をふまえた金融所得非課税口座とすべきであり、銀行関係者による世論等への働きかけが必要だ。あわせて、社会保障カードの議論とかみ合わせた簡素で効果的なシステムづくりを目指す必要がある。この点、私が座長を務める「金融税制研究会」でアイデアを披露しているので、参照してほしい（<http://www.pantax.jp>）。

もりのぶ しげき  
法学博士。73年京都大学卒、同年大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京税関長、財務総合政策研究所長などを歴任。「抜本的税制改革と消費税」（大蔵財務協会）など著書多数。